

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年6月23日 15時15分ごろ
発生場所	福岡県福岡市小田浜海岸東方沖 唐泊港第1防波堤灯台から真方位193° 1,260m付近 (概位 北緯33° 37.7' 東経130° 13.7')
事故の概要	水上オートバイTen及び水上オートバイくるまドットコム2は、共に航行中、両船が衝突した。 Tenは、船長及び同乗者1人が負傷して右舷中央部外板に亀裂等を生じ、また、くるまドットコム2は、右舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和元年7月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ Ten、0.2トン 240-57862福岡、個人所有 2.89m (Lr) × 1.10m × 0.46m、FRP ガソリン機関、95.6kW、平成16年7月 B 水上オートバイ くるまドットコム2、0.1トン 290-59610福岡、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、88.3kW、平成19年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 31歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成27年9月7日 免許証交付日 平成27年9月7日 (令和2年9月6日まで有効) 同乗者A 女性 23歳 B 船長B 男性 47歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年8月6日 免許証交付日 平成30年6月4日 (令和5年6月3日まで有効)

死傷者等	A 重傷 1人（同乗者A）、軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 右舷中央部外板に亀裂及び凹損 B 右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、後部座席に同乗者Aを乗せ、遊走の目的で、令和元年6月23日15時00分ごろ小田浜海岸の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を出発した。</p> <p>A船は、船長Aが操船して本件砂浜沖を遊走した後、遊走を終えて本件砂浜に戻ることにし、本件砂浜から約150m沖でスロットルレバーを戻した状態として約2km/hの対地速力で本件砂浜方に向けて南西進した。</p> <p>船長Aは、同じグループのB船及びもう1隻の水上オートバイ（以下「C船」という。）が本件砂浜の海岸線に沿って遊走しているところを認め、B船がA船の船首方約40mのところを左方に通過する進路で航行していたので、B船がA船に接近することはないと思い航行を続けていたところ、B船がA船の右舷船首方約20mのところを急に左転してA船に向かって接近し始め、船長BがB船の右舷後方にいたC船の方を向き、A船の方を見ていないことに気付いた。</p> <p>A船は、船長Aが衝突を避けようとスロットルレバーを握ってハンドルを左舷方にとったが、A船が増速し出す前、A船の右舷中央部にB船の船首が衝突した。</p> <p>船長A及び同乗者Aは、衝突の衝撃により落水し、負傷した同乗者Aは、海中に飛び込んで救助に向かったC船の船長に救助されて近くにいた別のグループの水上オートバイにより本件砂浜に運ばれ、また、船長Aは、C船を操縦して本件砂浜に戻った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、後部座席に同乗者1人を乗せ、遊走の目的で、A船とほぼ同時に本件砂浜を出発した。</p> <p>B船は、本件砂浜の海岸線に沿って約20km/hの対地速力で南進し、北進するC船と右舷対右舷ですれ違う状態となった。</p> <p>船長Bは、B船及びC船が互いに最接近したとき、C船が左転してB船に水を掛けるようなそぶりを見せたので、水を掛けられるのを避けようとしてハンドルを左にとり南東進した。</p> <p>B船は、船長BがC船から水を掛けられると思っていたところ、水を掛けられなかったため、右舷後方に通過したC船の様子を見ながら航行を続けた。</p> <p>B船は、船長Bが右舷後方を見ながら操船していたところ、後部座席の同乗者から背中を叩かれてA船に向かっていることを知らされ、船首方を見て至近にA船を認め、スロットルレバーを緩めるとともに</p>

	<p>ハンドルを右舷方を取ったが間に合わず、A船と衝突した。</p> <p>船長B及び同乗者は、衝突の衝撃により落水した後、B船で本件砂浜に戻った。</p> <p>同乗者Aは、同じグループの仲間が要請した救急車で病院に搬送され、びまん性軸索損傷及び高次脳機能障害等との診断を受け、また、船長Aは、後日、病院で右膝関節、右胸部及び頭部打撲傷との診断を受けた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長A、同乗者A、船長B及びB船の同乗者は、いずれも固定式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Aは、A船から約20mのところでB船が左転し、船長BがA船の方を見ていないことに気付いてから衝突するまでの時間が約3秒だったように感じたので、状況を瞬時に理解できず、衝突を避けようとしたが間に合わなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長A及び船長Bは、いずれも飲酒をしていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、小田浜海岸東方沖においてスロットルレバーを戻した状態で南西進中、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、航行中、船長Aが、右舷船首方に認めたB船がA船の船首方約40mを左方に通過する態勢であったことから、B船がA船に接近することはないと思い、スロットルレバーを戻した状態で航行を続けたものと考えられる。</p> <p>B船は、小田浜海岸東方沖において南進中、船長Bが、B船の右舷後方に通過した北進中のC船に意識を向けたまま左転して航行を続けたことから、A船に接近していることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、小田浜海岸東方沖において、A船がスロットルレバーを戻した状態で南西進中、B船が南進中、船長Bが、B船の右舷後方に通過した北進中のC船に意識を向けたまま左転して航行を続けたため、B船がA船に接近していることに気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、常時、周囲の適切な見張りを行い、旋回する際は必ず旋回方向を確認すること。

付図1 事故発生経過概略図

